

---

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回川西町議会定例会第14日目の会議を開きます。

(午前 9時55分)

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎議第40号 川西町本間喜一顕彰基金条例の一部を改正する条例の制定についてから議第39号 平成30年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第40号 川西町本間喜一顕彰基金条例の一部を改正する条例の制定についてから議第39号 平成30年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該7議案については、本定例会第1日目の6月6日本会議において、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会並びに予算特別委員会に審査を付託いたしましたが、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

なお、採決は、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会並びに予算特別委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長橋本欣一君。

(総務文教常任委員会委員長 橋本欣一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 総務文教常任委員会付託議案審査報告をいたします。

平成30年6月6日、第2回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、審査日程、2、議案説明のため当局より出席した者、3、付託議案につきましては記載のとおりでございます。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

1、議第40号 川西町本間喜一顕彰基金条例の一部を改正する条例の制定について。

本間喜一顕彰会名誉会長の越知 専氏より、追加の寄附金をいただき、制度の充実を図るため、県外学生を含め、広い範囲の愛知大学進学希望者に対し、給付型の就学支援金として、同氏及び愛知大学と協議を行いながら活用していく旨の説明を受け、毎年置賜農業高校への支援枠を設けるなど、本町とのかかわりが深まるような協議をするよう意見を付した。

2、議第41号 川西町税条例の一部を改正する条例の制定について。

地方税法の改正に伴い、町内の中小企業の生産性向上を図るための設備投資を推進するため、条例で規定する固定資産税の課税標準の特例をゼロにするものである旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第40号 川西町本間喜一顕彰基金条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第41号 川西町税条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長齋藤修一君。

(産業厚生常任委員会委員長 齋藤修一君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 それでは、私から産業厚生常任委員会付託議案審査報告を申し上げます。

平成30年6月6日、第2回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、審査日程、2、議案説明のため当局より出席した者、3、付託議案につきましては記載のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第42号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

介護保険法施行令第38条第11項の規定に基づき、低所得者である第1段階の第1号保険料軽減を図るため、条例の一部を改正する旨の説明を受けた。

(2) 議第43号 字の区域及び名称の変更について。

国土調査法に基づく事業の実施に伴い、従来の字界を変更する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

以上です。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第42号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第43号 字の区域及び名称の変更について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長金子一郎君。

(予算特別委員会委員長 金子一郎君 登壇)

○予算特別委員会委員長 それでは、私より、川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る6月6日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第37号 平成30年度川西町一般会計補正予算(第1号)、議第38号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第39号 平成30年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)、以上3議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに、本日開かれた予算特別委員会においては、分科会の主査報告を受けた後、

重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された3議案はいずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第37号 平成30年度川西町一般会計補正予算（第1号）、議第38号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第39号 平成30年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）、以上3議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等について、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現についてしかるべくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的、効果的な審査にご協力をいただきました。

これをもって予算特別委員会の報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成30年度川西町各会計補正予算3議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第37号 平成30年度川西町一般会計補正予算（第1号）、議第38号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第39号 平成30年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）、以上、平成30年度川西町各会計補正予算3議案について、予算特別委員会委員長の報告は、3議案とも可決であります。予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第46号 定住自立圏形成協定の締結について

○議長 日程第2、議第46号 定住自立圏形成協定の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。追加提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第46号 定住自立圏形成協定の締結についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、米沢市との間で定住自立圏形成協定を締結し、置賜定住自立圏を形成するため、提案するものでございます。

内容につきまして、井上未来づくり課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第46号 定住自立圏形成協定の締結についてをご説明させていただきます。

議第46号 定住自立圏形成協定の締結について、米沢市と定住自立圏形成協定を締結することについて、議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会に議決を求めるものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

それでは、定住自立圏形成協定の主な内容につきまして、お配りをしております概要書をもとに説明をさせていただきます。

1の定住自立圏構想でございますが、ご案内のように、人口減少、そして少子高齢化が、もう国内全体で進行する中、中心市と圏域2市5町が相互に役割分担をしながら、全体として魅力あふれる地域、住みやすい地域社会の形成を図ろうとする構想でございます。この定住自立圏形成協定の締結につきましては、国が定住自立圏構想推進要綱、これを定めておきまして、これに基づき、中心市であります米沢市と周辺市町が1対1で形成協定を締結するものでございます。この定住自立圏構想の推進に当たりますメリット措置といたしましては、中心地及び周辺市町村に対しまして特別交付税が交付をされるというようなメリットがございます。

次に、2の定住自立圏形成協定の主な内容でございますが、定住自立圏形成協定につきましては、定住自立圏形成の目的や役割分担、連携する取り組み、協定の変更、または廃止に係る手続等を定めるものとなっております。内容につきましては、後ほど協定書の中で確認をいただきたいというふうに思います。

なお、今回のこの形成協定の締結に当たりましては、圏域全ての市町が同じ項目について、米沢市とそれぞれ協定を締結いたします。協定を締結する主な取り組み等の内容につきましては、下に表、裏面まで続きますが、記載のとおりでございます。3つの政策分野に14項目にわたる連携項目、これを整理しながら、一部既にワーキンググループの中で具体的な取り組みについて協議が進められてございますが、なお、詳細な内容につきましては各市町におきまして協議を重ねながら、協定の締結後に定住自立圏共生ビジョン、これを策定し、この中でお示しをしていくというような予定でございます。

裏面に移らせていただきます。

今後の予定でございますが、現在、各市町の議会におきまして、定住自立圏形成協定の締結についてを議案として上程をさせていただき、今、ご審査をいただいております。既に、小国町、高畠町、白鷹町におきましては議決を得ているというような情報が入っております。なお、各市町議会のご判断でございますが、今後、圏域市町全てにおいて議決が得られた後につきましては、各市町長が一堂に会しまして、6月29日に締結式を開催する予定で、今準備を進めてございます。なお、その後、具体的な取り組みの検討に当たりましては、共生ビジョン懇談会を構成、開催をし、具体的な取り組みに向けて検討が進められる予定でございます。その取り組みに定住自立圏共生ビジョン、これに基づきまして、平成31年度から事業を実施していくこととしてございます。

それでは、本日お配りをしてございます置賜定住自立圏の形成に関する協定書、これをごらんいただき、協定の内容につきましてご確認をいただきたいというふうに思います。

まず、第1条の目的、第2条の基本方針、第3条の連携して取り組む政策分野及び内容等につきましては、ただいま概要をもとにご説明を申し上げたとおりでございます。第4条の事務執行に当たっての費用負担等でございますが、これにつきましては、甲乙協議してそれぞれ当該費用を負担するものとしたしまして、第2項におきましては、費用の負担に必要となる手続、その他の事項につきましては、甲乙協議してその都度別に定めるというふうに規定をしております。

裏面にお移りをいただきたいというふうに思います。

第5条、協定の変更、第6条、協定の廃止でございますが、これにつきましても、先ほど概要でご説明をさせていただきましたとおり、それぞれ議会の議決が必要というような規定にしております。なお、協定の廃止、第6条の第3項でございますが、廃止の通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失うということで、定住自立圏形成協定の失効する期間、これを規定しております。この内容につきましては、国が定めてございます定住自立圏構想推進要綱、この定めの中で原則2年となっておりますので、これに合わせておるものでございます。

なお、第7条では、疑義の解決を規定しておりますが、甲乙協議して定めることとしてございます。甲につきましては中心市の米沢市長、乙につきましては川西町長で協定の締結を行うものでございます。

なお、次のページにおきまして、別表としてそれぞれの取り組みの内容、これを記載してございますが、先ほど概要の中でご説明を申し上げました3つの政策分野に14の取り組み、これを進める上に当たってのそれぞれ取り組みの内容、甲の役割、乙の役割というようなことでそれぞれ整理をしているものでございます。

以上が定住自立圏形成協定の内容でございます。

よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

7番 齊藤智志君。

○7番 1点だけお聞きします。

この定住自立圏形成協定、この事業にかかわることで、国、市町村、ひとつ見えないのが、県がどうかかわり、関与を持っていくのかということところが全く見えないというか、全く県を抜きにして、こういう事業が全国的に展開されているのか、あるいはいくのかということについて、この制度の趣旨に照らし合わせながら、それが本来妥当なのかどうかということ、県の関与は全く必要ないのかどうかということをお聞きします。なぜそれを聞くかということ、これまでさまざまな事業を市町村が展開する中で、県の役割、ここで置賜総合支庁、いろんな意味で補完的な機能を持ってきているはずなんですけれども、そういうものがこの制度には見えないものですから、その辺、少し情報などありましたらお聞きしたいと思えます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 定住自立圏構想の取り組みに当たっての県のかかわり方というようなご質問でございますが、定住自立圏構想そのものの仕組み、制度設計となりますのは、中心市を



一つの中心として、その力を周辺市町、その中心市の力をかりながら、圏域全体で住みよい地域社会、これを形成していくということが一つのこの制度設計となつてございます。よつて、その取り組みを進めるに当たつて参画をする団体となりますのが、中心市と圏域市町というようなことがそもそも原則的な仕組みとなつてございます。よつて、これらに対して国からは特別交付税措置が講じられるというような制度設計になつてございます。

その中で、確かにこれまでの取り組みの中で県のかかわりというもの是非常に重要なわけでございますが、今後、具体的な取り組みにつきまして、共生ビジョン、この策定に向けて既にワーキンググループが組織され、先行して検討されている部分もございまして、そのほかの分野につきましても共生ビジョン懇談会を設置し、その中で具体的な協議が進められるということになつてございます。その具体的な協議の場につきましては、それぞれの分野におきましても県の担当課の参画、これも求めながら今現在取り組みが進められているところでございます。

実際の取り組みはあくまでも圏域市町、その取り組みとなるわけでございますが、その進め方については、これまでの取り組みと同様、県の指導、支援なども仰ぎながら取り組みが進められるものというふうに理解してございます。

○議長 7番齊藤智志君。

○7番 今の説明、大体わかりました。特に私、心配するのは、いろんな面、例えば福祉分野の事業なんかは、特にこの総合支庁、福祉課、いろんな形でかかわつてきて、国の制度を県がかかわり入つて、いろんな意味で交通整理をしながら市町村の事業が推進されてきたという実績があるものですから、県が蚊帳の外ではおかしいなと思つているもので、今、井上課長のほうからお聞きして、いろんな意味で調整機能を含めて引き続き県との協議をしながら、この自立圏形成協定の事業を行つていくということのようなんです、安心しましたんで了解します。

○議長 ほかに。

11番高梨勇吉君。

○11番 2点ほどお聞きしたいのでありますが、まず、概要のほうが簡単ですので、まず、交通ネットワークの件ですが、川西と米沢単独の協定になるわけですから、例えば、米沢バスとか山交バスとか、そういう公共交通機関の件が示されておるわけですが、利用促進とか、一番この思いを町民の皆さんが持っていらっしゃるのは、交通の相互乗り入れ等について、そのような話題が多いわけですので、その辺は差し支えない範囲、きょうは

本会議ですから差し支えあればだめなんだろうが、ワーキングの中でどんな話になっているのかちょっと、乗り入れについてここにしっかりとかかっておりませんので、実はそこまで考えているのだということ言ってもらえればいいのでありますが、その辺はどうなんだろうということと、あともう一つ、水道のことです。

広域、スタートですから広域でいいんだと私、思いますが、これもやっぱり米沢市と1市1町の間ではもっと進んだ話になっているのではないかなという思いを持っています。そういう意味では、高畠と南陽はこの件、入っているんでしょうか。わかっておられれば高畠と南陽が、広域連携を進めていくという、この書かれていることと同じような協定がなされるのでしょうか。もしなされれば、スタートとしてそうですが、私としては一緒にやっていったほうがいいんじゃないかという思いで今お聞きしておりますので、差し支えない範囲でお答えいただければ。

以上、2点です。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 2点、ご質問をいただきまして、1点目の交通ネットワーク等の維持・整備に関する今の協議の進め方ということですが、既にワーキンググループが設置をされておりまして、関係圏域市町の担当課長レベルでございますが、協議が進められてございます。今現在、その協議の中で話題となっておりますのが、今、各市町それぞれに交通網、バスやデマンドやそれぞれ持ちながら各市町の市民、町民の足の確保を図っているわけですが、やはり、ただいまご指摘のございました広域的な運行というものがそれぞれに課題になっております。特に、本町内におきましては、公立置賜総合病院、これが設置をされてございますので、他市町のほうのご意見を伺いますと、公立置賜総合病院への乗り入れ、これについて協議を進めたいという考え方が示されてございます。言いかえますと、公立置賜総合病院を一つのハブとして、もっと広域的に住民が動ける体制をつくれないうふうなことが今、一つの協議の議題となっております。

また、本町といたしましても、これまでデマンド型乗り合い交通、この運行に当たりまして、利用者の方々等を対象としたアンケート調査などを実施し、ニーズの把握に努めてまいったところですが、そのアンケート結果によりまして、広域的な運行、これの要望が非常に多いというふうに認識をしておるところでございますので、本町といたしましても、今回のこの協議の場、ワーキンググループの設置、そして今後、協議が進められるに当たりましては、相互乗り入れ、いわゆる広域運行、この実現に向けて積極的に働きかけをや

ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

あと、2点目の水道にかかわります圏域内水道の広域連携等の検討でございますが、ただいま議員からご指摘のありましたとおり、今回の協定書自体は米沢、川西1対1でございますが、今後、共生ビジョン、これを策定し、具体的な取り組みを進めていくということになるわけでございますが、この協定の14の取り組み、これを取りまとめるに当たりましても、圏域3市5町が一堂に会した中で共通する課題、それを掘り起こし、そしてそれを取りまとめたものが、この協定書の中で連携する取り組み14項目というふうに整理をされたところでございます。よって、これにつきましては、置賜3市5町それぞれの合意が得られているものというふうに私どもは理解しているところでございますが、水道分野につきましては、今後、具体的な取り組みが進められるという状況でございますが、その分野におきましては、高畠、南陽につきましても同じ協議テーブルの中につきながら協議が進められるものというふうに理解をしてございます。

○議長 ほかに。

4番鈴木清左衛門君。

○4番 この定住自立圏構想で、米沢市と強力な関係を構築すると、さまざま今ご説明がありました、その中において、懸案となっております虚空蔵山西線の開通を非常に心待ちにしているところなんです、その部分について特段な配慮がなされるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 虚空蔵山西線の道路の整備に関しますこの定住自立圏形成協定の締結、その後の具体的な取り組みの影響ということでございますが、今回、定住自立圏形成協定、これを締結するに当たりましては、3つの政策分野のもとに14項目の取り組みに整理をさせていただきます、協定を締結いたします。この14項目の取り組み、これをいかに進めるかということが今後の協議の内容となってございます。それから今、ご指摘のございました道路整備等につきましては、今回のこの協定項目の中には含まれておらないというのが、今現在の状況でございます。一方で、②の結びつきやネットワークの強化という中で、ただいま交通ネットワークのご指摘がありました、交通という分野の中で道路といったものが今後、具体的に協議の案件となる可能性はあるというふうには思っているところでございますが、現時点におきましては、具体的な取り組みとしての整理はないというようなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 4番鈴木清左衛門君。

○4番 拡大解釈ということでもないのでしょけれども、この14項目を実現するための基本的な部分として、交通インフラがあるし、道路の整備も当然かかわってくるというふうに思えるわけです。特に虚空蔵山西線においては、米沢市はもとより、会津方面からの人の流れというものがダリヤ園に結びつくというふうに思っているものですから、これは必要不可欠であるというふうに捉えることができるだろうと思います。虚空蔵山西線の開通というものに対する強力な推進をお願いしたいということで終わります。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ありがとうございます。

3月の末の置賜広域の理事会の中で、この定住自立圏の形成協定を結んでビジョンを策定するという意思確認をさせていただきました。その折、小国町長さんから発言が求められまして、発言された内容としては、今、113号の小国道路の重要な時期に入ってきているということ、梨郷道路や287号など公共交通だけではなくて、道路交通の整備についても置賜一丸となって取り組んでいくというような内容で、ぜひ取り上げてほしいというご意見がございました。米沢市さんと川西の懸案の課題、圏域を結ぶネットワークについては、当然米沢市さんと協議をし、連携を図って取り組んでまいりますけれども、この置賜全体で取り組む内容として、やはり大きな視点で置賜圏域を30分で結ぶという大きな視点での全体としての整備推進というふうに捉えていただきまして、米沢市さんと川西の部分については個別の案件として捉えていただきたいなど、当然米沢市さんも実施計画を持って事業着手をされておりますので、歩調を合わせながら事業推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長 ほかに。

3番鈴木幸合君。

○3番 私からはちょっと1点だけお尋ねしますが、事業の費用の関係なんですが、中心市で8,500万ぐらい、あと、近隣市町で1,500万というぐらいの交付税措置があるということなんですが、万が一、この1,500からこの14事業に関して超えるようなことがあった場合に、費用はどういった措置をなされるのかお聞きをしたいと思います。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 今回の定住自立圏形成協定に基づく事業を推進する上での費用負担ということのご質問でございますが、ただいまご説明申し上げました協定書の第4条に記載がございますとおり、あくまで甲乙協議してそれぞれ費用負担を行い、どのように負担をしていく

のかというようなことにつきましても、その協議の中で決定をしていくということが原則となつてございます。今現在、具体的な取り組みというものが、今後、共生ビジョンの策定、これが行われ、具体的な取り組みが明確になるところでございますので、具体的な事業がちょっと今想定できないところがございますから、全体でどの程度の負担が伴うのかというようなことは今お答えできる状況にはまずございません。ただ、万が一、1,500万の特別交付税というものにつきましては、一つ一つの事業を行うのに幾らというふうな交付税を受けるものではございませんので、あくまで定住自立圏形成協定、置賜定住自立圏構想、この推進に当たって、そのビジョンに基づいた事業に対して特別交付税が来るという総体的なあくまで、わけでございますから、万が一1,500万を超えるというような費用負担が必要となった場合、これにつきましては、町のあくまで純粋な負担として増額をしていかなければならないというふうに考えてございます。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎発議第4号 議員の派遣について

○議長 日程第3、発議第4号 議員の派遣について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者佐々木賢一君。

(13番 佐々木賢一君 登壇)

○13番 発議第4号 議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

平成30年6月19日提出。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

別紙、朗読をもって説明とさせていただきます。

議員の派遣について。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び川西町議会会議規則第128条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

#### 記

1、川西町議会意見交換会。

(1) 目的、町民の多様な意見の把握、町民の町政参加を推進するため、意見交換会を開催し、広報広聴活動の充実に努める。

(2) 派遣場所、犬川地区交流センター、玉庭地区交流センター、東沢活性化センター、吉島地区交流センター。

(3) 期間、平成30年8月20日、21日。

(4) 派遣議員、議員全員。

以上で説明を終わります。ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎請願の審査報告

○議長 日程第4、請願の審査報告を行います。

請願第2号 主要地方道米沢飯豊線菅沼峠における道路改良整備等早期実現に関する請願書。

本請願は、本定例会において、産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長齋藤修一君。

(産業厚生常任委員会委員長 齋藤修一君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 それでは、私から請願の審査報告を申し上げます。

請願第2号、請願審査報告。

平成30年第2回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました請願第2号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願については、去る6月12日、議場において委員6名の出席と地域整備課長、ほか関係職員の出席を得て慎重に審査、検討いたしました。

本請願は、飯豊町中津川地区から川西町玉庭地区を経由して、米沢方面に至る主要地方道米沢飯豊線の菅沼峠について、川西町玉庭側については依然として道幅が狭く、急カーブの連続で、かつ急傾斜のため、冬期間は雪崩が発生するなど未改良部分が多く、危険な現状に当たるため、このたび、改めて両地区から成る本道路の整備促進期成同盟会を結成し、早期の改良整備について、両町連携して関係機関への要請を求める趣旨のものであります。

審査に対して、委員からは、菅沼峠の道路改良早期着工は、町の重要事業要望でもあり、これまでの経過も踏まえて賛成であるとの意見が出されました。

本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定しました。

以上、請願第2号の審査報告といたします。

ありがとうございました。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第2号 主要地方道米沢飯豊線菅沼峠における道路改良整備等早期実現に関する請願書、産業厚生常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定いたしました。

請願第3号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願。

本請願は、本定例会において、産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長齋藤修一君。

(産業厚生常任委員会委員長 齋藤修一君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 それでは、私から請願第3号の請願審査報告を申し上げます。

平成30年第2回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました請願第3号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願については、去る6月12日、議場において委員6名の出席と産業振興課長、ほか関係職員の出席を得て慎重に審査、検討いたしました。

本請願は、主要農産物種子法が廃止されたことにより、これまでの同法に基づいた試験場等の取り組みが後退することのないよう予算措置を確保することとあわせて、改良された新品種に特許がかけられた場合、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されていることから、地域の共有財産である種子を民間企業に委ねることのないよう政府に対し、意見書の提出を求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、遺伝子組み換え作物から健康を守る必要があることや、農家の立場から請願趣旨のとおりであるとの意見がなされました。

本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定しました。

以上、請願第3号の審査報告といたします。

ありがとうございました。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第3号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願、産業厚生常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定いたしました。



---

◎発議第5号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第5、発議第5号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会並びに新庁舎整備特別委員会においてそれぞれ検討され、申し出があったものであります。これを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

---

◎日程の追加

○議長 以上をもって全日程を終了いたしました。先ほど、日程第4、請願の審査報告について、請願第3号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願が採択されたことに伴う意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

ここで、議案の配付のため、暫時休憩いたします。

(午前10時55分)

---

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時57分)

---

◎発議第6号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出について

○議長 追加日程第1、発議第6号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者齋藤修一君。

(10番 齋藤修一君 登壇)

○10番 発議第6号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり川西町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年6月19日提出。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

それでは、朗読をもって申し上げます。

種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書。

さきの通常国会で、主要農産物種子法（種子法）廃止法が成立した。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで稲・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域に合った優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど農家の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきた。

種子法が廃止されたことにより、これまでの種子法に基づいた都道府県の取り組みが後退することがないように予算措置の確保等、万全な対策が求められている。

あわせて、種子法の廃止で、地域の共有財産である種子を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されている。

以上の趣旨から、都道府県の取り組みが後退することのないよう予算措置等の確保を行うことと及び地域の共有財産である「種子」を民間に委ねることのないよう対策を講じることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年6月19日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、農林水産大臣宛てであります。

提出者は、川西町議会議長、加藤俊一。

以上であります。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長 これをもって、平成30年第2回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、まことにご苦労さまでした。

(午前11時01分)